

提出期限：5月18日（水）

（一社）福岡県法人会連合会 会 長 殿

（公社） 行橋 法人会

会 長 小森 弘詞

## 平成29年度税制改正要望事項

検討テーマ	課 題
中小企業の活性化に資する税制措置	<p>内閣府の発表によれば、2014年夏以降、景気の回復力に弱さがみられる中で、低所得層における消費の抑制傾向や、中小企業や地方への景気回復の波及に遅れがみられるようになったとあり、中小企業にとって今年度も苦難がある年であると思われる。</p> <p>① 日本では自動車産業が著しく成長したが、これは法定耐用年数が短くて短期に減価償却が計上出来たために車両を購入する企業も投資が比較的し易かった事が挙げられる。建物等が銀行の返済期間を超える期間で法定耐用年数が決めており会計で言うところの自己金融作用が達成出来ずに改修工事や商店街の空店舗を購入して投資、起業する際の足かせになっていると思われる。 建物や建物付属設備等の法定耐用年数を、銀行の返済期間並みに短縮する事で中小企業の資金繰り改善及び改装などの投資意欲促進の為に提言したいと思う。</p> <p>② 大企業と中小企業の利益に対して同率の法人税等の課税を行うのは、公平性を欠くと考えられる。法人税に関して一定の要件（大企業と中小企業のように）に分類を行い、法人税率の軽減適用を行う必要があると思われる。</p>
消費税の軽減税率導入による中小企業の課題	<p>軽減税率の導入時期が近づくに当たり、現時点からの企業としての対応としてどのような行動（情報収集方法含む）を取ればいいのかの告知が明確ではない。より明確で広範囲な告知が必要と思われる。</p> <p>税率の上昇や、軽減税率に伴う会計ソフトの新規購入及び更新</p>

<p>固定資産税</p>	<p>費用や、事務負荷の増大による残業代等の費用の増加は、中小企業にとって看過できるようなものではなく、何らかの補助・補償が必要である。</p> <p>固定資産税の資産評価に関する専門家の育成  固定資産税の資産評価において国自体の所管に専門家が少なく、その評価額に異議があったとしても法人側が不動産鑑定士等を利用し、証明を行う必要がある。国として適正な価格を算定してもらえるような体制があれば、法人の負担となることもなく為望ましい。</p>
--------------	---

注：「検討テーマ」は、全法連文書「別紙2」の課題を参考にして項目建てをして下さい。

また、特に、本年度は、「中小企業の活性化に資する税制措置」「消費税の軽減税率導入による中小企業の課題」について、ご検討して下さい。